

株 主 各 位

神奈川県川崎市高津区久本三丁目1番28号
株式会社 文教堂グループホールディングス

代表取締役社長 佐藤 協治

第69回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

今回の定時株主総会には、第3号議案「定款変更①の件」、第4号議案「株式併合の件」、第5号議案「定款変更②の件」及び第6号議案「第三者割当による募集株式発行の件」を議案として上程いたしますが、これらの議案につきましては、会社法第322条第1項に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年11月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年11月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市高津区坂戸3丁目2番1号
ホテルケイエスピー 3階 KSPホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）計算書類報告の件

【第69回定時株主総会】

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 定款変更①の件 |
| 第4号議案 | 株式併合の件 |
| 第5号議案 | 定款変更②の件 |
| 第6号議案 | 第三者割当による募集株式発行の件 |
| 第7号議案 | 資本金等の額の減少の件 |

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 定款変更①の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款変更②の件 |
| 第4号議案 | 第三者割当による募集株式発行の件 |

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.bunkyodo.co.jp/company/stockholder.htm>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の回復や雇用・所得環境の改善傾向が見られるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動などの懸念もあり、景気及び個人消費の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

出版流通業界におきましても、依然として市場は縮小傾向にあり、雑誌及びコミックを中心に販売が低迷し、改善の兆しがなかなか見えない状況です。

このような状況下において、当社グループにおきましては、新経営体制の元、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続の正式申請を行い、2019年9月27日に成立いたしました。当社グループは、この事業再生ADR手続において同意を得た事業再生計画に関連して事業構造改革に取り組んでまいりました。

具体的には、店舗運営の改善を図るためエリアマネージャー制度を導入し、顧客対応及び店舗オペレーションを見直すことによって売上高の増加及び店舗運営コストの削減に努めており、店舗収益力を高めるため、文房具及び季節商材などの高収益商品を積極的に既存店舗に導入してまいりました。また、本部コスト削減のため、2019年8月に本部事務所の移転・縮小により人件費の削減等を実施してまいりました。不採算店舗におきましては、30店舗の閉店を行ってまいりました。

以上の結果、売上高は24,388百万円（前連結会計年度比11.0%減）、経常損失は610百万円（前連結会計年度は経常損失589百万円）、また、事業構造改革関連費用として不採算事業・店舗の撤退に伴う棚卸資産の評価の見直しによる商品評価損及び店舗撤退に係る費用並びに事業再生ADR手続に関連する費用等を特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は3,981百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失591百万円）となりました。

なお、商品別連結売上高の状況は次のとおりであります。

区分	第68期(前連結会計年度)		第69期(当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
書籍・雑誌等の販売業	千円	%	千円	%	千円	%
小 売						
書 籍	10,643,023	38.9	9,380,435	38.5	△1,262,588	△11.9
雑 誌	8,229,322	30.0	7,360,848	30.2	△868,473	△10.6
文 具	2,612,733	9.5	2,513,903	10.3	△98,829	△3.8
C D ・ D V D	1,021,239	3.7	756,581	3.1	△264,657	△25.9
そ の 他※2	3,629,111	13.3	3,275,248	13.4	△353,863	△9.8
小 計	26,135,430	95.4	23,287,017	95.5	△2,848,412	△10.9
卸 売※1						
書 籍	502,502	1.8	451,539	1.9	△50,963	△10.1
雑 誌	455,302	1.7	462,816	1.9	7,513	1.7
そ の 他※2	128,360	0.5	47,841	0.2	△80,518	△62.7
小 計	1,086,165	4.0	962,197	3.9	△123,968	△11.4
そ の 他※3	166,671	0.6	139,526	0.6	△27,144	△16.3
合 計	27,388,267	100.0	24,388,741	100.0	△2,999,525	△11.0

(注) ※1. 卸売はフランチャイジーに対するものであります。

※2. 小売及び卸売の「その他」は、ホビー、アニメ関連グッズ、図書カードほかであります。

※3. 「その他」は、出版社からの報奨金収入等であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は171百万円であり、その主なものは店舗改装、販売管理システム入れ替えに伴うソフトウェア開発及びPOSレジ等によるものであります。

③ 資金調達の状況

設備投資資金及び運転資金に充当するため当連結会計年度中に金融機関から40,361百万円の短期借入れの資金調達を行い、長期借入金、短期借入金合わせて総額43,430百万円を返済し、社債を445百万円償還いたしました。

その結果、当連結会計年度末の長期借入金残高は1年以内返済予定額1,419百万円を含め2,382百万円、短期借入金残高は7,594百万円、社債残高は1年以内償還予定額260百万円を含め340百万円となりました。

④ 重要な組織再編等の状況

当社の完全子会社である株式会社文教堂、有限会社シマザキ及び株式会社ブックストア談は、2019年5月1日を効力発生日として、株式会社文教堂を存続会社、有限会社シマザキ及び株式会社ブックストア談を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

項 目	第 66 期 (2016年8月期)	第 67 期 (2017年8月期)	第 68 期 (2018年8月期)	第 69 期 (当連結会計年度) (2019年8月期)
売 上 高(千円)	32,155,151	29,919,526	27,388,267	24,388,741
経 常 損 益(千円)	△72,502	128,228	△589,901	△610,794
親会社株主に帰属 する当期純損益(千円)	△331,968	24,479	△591,437	△3,981,151
1株当たり当期純損益(円)	△24.13	1.45	△42.62	△285.15
総 資 産(千円)	24,106,918	25,167,058	21,013,079	11,957,402
純 資 産(千円)	404,385	437,521	△233,584	△4,216,002
1株当たり純資産額(円)	△26.86	△25.03	△71.33	△356.58

(注) 1株当たり当期純損益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 文 教 堂	100,000千円	100.0%	書籍・雑誌の小売業
株式会社文教堂ホビー	4,000	100.0	ホビー・文具等の小売業
有限会社文教堂サービス	3,000	100.0	図書カード等の小売業

(注) 当社の完全子会社である株式会社文教堂、有限会社シマザキ及び株式会社ブックストア談は、2019年5月1日を効力発生日として、株式会社文教堂を存続会社、有限会社シマザキ及び株式会社ブックストア談を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後の出版流通業界におきましては、定期刊行雑誌を中心に売上低迷の改善に兆しが見えない中、市場の縮小傾向は続くものと思われまます。

このような状況の中、当社グループといたしましては、収益力の向上及び財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続において同意を得た事業再生計画を着実に実行し、債務超過を解消してまいります。

具体的には事業上の施策として、①エリアマネージャー制の導入等、②返品率の減少、③文具販売の強化、④不採算店舗の閉鎖、⑤本部等コストの削減、⑥組織再編等により収益力の向上に努めてまいります。

財務体質の改善につきましては、お取引金融機関による債務の株式化及び主要株主である日本出版販売からの追加の出資を受け、債務超過を解消してまいります。

以上により当社グループは、来期売上高20,780百万円、経常利益119百万円、親会社株主に帰属する当期純利益113百万円を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年8月31日現在)

書籍・雑誌の小売業及びこれらの商品のフランチャイズ契約加盟店に対する商品供給などを主要な事業としております。

(6) 主要な事業所 (2019年8月31日現在)

当社本社 川崎市高津区久本三丁目1番28号

地 域	店 舗	店舗数
東 京	西葛西店、青戸店、小平店、成瀬店、成増店、赤坂店、王子神谷店、グリーンコート店、中野坂上店、市ヶ谷店、あきる野とうきゅう店、人形町店、武蔵境駅前店、西台店、東陽町駅前店、浜松町店、ブックストア談赤羽店、東小金井店、代々木上原駅前店、広尾店、練馬高野台店、二子玉川店、大崎店、BunGood赤坂店、CA青山一丁目店、南大沢店、ホビー・アニメガ町田店、河辺とうきゅう店、つくし野とうきゅう店、アニメガ池袋アルタ店、京王八王子店、六本木ヒルズ店、アニメガ池袋マルイ店	33
神奈川	溝ノ口駅前店、溝ノ口本店、梶ヶ谷店、栄上郷店、上白根店、星ヶ丘店、小田原店、城山店、葉山店、茅ヶ崎円蔵店、桂台店、立場店、平塚駅前店、登戸駅前店、伊勢原店、R412店、入谷店、すすき野とうきゅう店、ららぽーと横浜店、中山とうきゅう店、湘南とうきゅう店、杉田とうきゅう店、鎌倉とうきゅう店、中央林間店、LIVINよこすか店、横須賀MORE'S店	26
北海道	平岸店、北野店、新道店、琴似駅前店、宮の森店、西野3条店、札幌ルーシー店、札幌すすきの店、新千歳空港店、北49条店、函館昭和店、函館テーオー店、湯ノ川店、さっぽろ駅前店、新札幌DUO店、CA新千歳空港店、札幌大通駅前店	17
埼 玉	狭山店、東川口店、蓮田店、新座駅前店、川口駅前店、まるひろ南浦和店、岩槻店、朝霞マルエツ店、熊谷ニッソーモール店、BunGood熊谷駅前店、熊谷駅前店	11
千 葉	小倉台店、下総中山駅前店、東習志野店、馬橋駅前店、茂原店、行徳店、浦安西友店、CA浦安駅前店	8
大 阪	淀屋橋店、ブックストア談住道店、中之島フェスティバルプラザ店、JOY梅田ロフト店、キャップ書店千林店、キャップ書店河内長野店	6
静 岡	大仁店、伊東店、アニメガSHIZUOKA109店	3
兵 庫	キャップ書店逆瀬川店、キャップ書店立花店、アニメガ三宮店	3
茨 城	水戸店	1
愛 知	弥富店	1
福 岡	アニメガLS福岡パルコ店	1
青 森	つがる柏店	1
新 潟	新井店	1
長 野	JOY松本店	1
奈 良	キャップ書店王寺店	1
香 川	アニメガ高松店	1
	合 計	115

(7) 使用人の状況 (2019年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
242名	23名減

- (注) 1. 使用人数には、当社グループ外への出向社員を除き、当社グループへの出向社員を含みます。
 なお、契約社員、嘱託社員、臨時社員（パート及びアルバイト）は含まれておりません。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて23名減少しておりますが、その主な理由は、店舗閉店に伴う退職者の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	一名	51.8歳	15.5年

- (注) 使用人数には、社外への出向社員を除き、当社への出向社員を含みます。
 なお、契約社員、嘱託社員、臨時社員（パート及びアルバイト）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2019年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,471,751千円
株式会社三井住友銀行	2,137,713
株式会社横浜銀行	2,046,184
三井住友信託銀行株式会社	1,069,000
株式会社商工組合中央金庫	853,165
株式会社静岡銀行	337,652

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年8月31日付をもって、本社を川崎市高津区久本三丁目1番28号に移転いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年8月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	61,066,860株
	A種類株式	300,000株
	B種類株式	300,000株
	C種類株式	300,000株
	D種類株式	300,000株
	E種類株式	300,000株
	F種類株式	300,000株
	G種類株式	300,000株
	H種類株式	300,000株
	I種類株式	300,000株
	J種類株式	300,000株
	計	64,066,860株
② 発行済株式の総数	普通株式	13,976,802株(自己株式27,913株を除く)
	A種類株式	200,000株
	B種類株式	200,000株
	C種類株式	200,000株
	D種類株式	200,000株
	E種類株式	200,000株
	F種類株式	200,000株
	G種類株式	200,000株
	H種類株式	200,000株
	I種類株式	200,000株
	J種類株式	212,000株
	計	15,988,802株
③ 単元株式数		100株
④ 株主数	普通株式	10,252名
	A種類株式	1名
	B種類株式	1名
	C種類株式	1名
	D種類株式	1名
	E種類株式	1名
	F種類株式	1名
	G種類株式	1名
	H種類株式	1名
	I種類株式	1名
	J種類株式	1名
	計	10,262名

⑤ 大株主

株 主 名	持 株 数			合計株式 持株比率
	普通株式	種類株式	合計株式	
日 本 出 版 販 売 株 式 会 社	3,930千株	－千株	3,930千株	24.58%
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	3,317千株	－千株	3,317千株	20.75%
株 式 会 社 ト ー ハ ン	－千株	2,012千株	2,012千株	12.58%
株 式 会 社 文 芸 社	210千株	－千株	210千株	1.31%
株 式 会 社 講 談 社	166千株	－千株	166千株	1.04%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	146千株	－千株	146千株	0.91%
フ ジ デ ィ ア 有 限 会 社	119千株	－千株	119千株	0.74%
株 式 会 社 学 研 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	115千株	－千株	115千株	0.72%
文 教 堂 従 業 員 持 株 会	113千株	－千株	113千株	0.71%
嶋 崎 彌 榮 子	100千株	－千株	100千株	0.63%

(注) 持株比率は自己株式(27,913株)を控除して計算しております。

なお、株式会社トーハンが有する種類株式2,012千株の種類ごとの数は、前記②のとおりであります。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 協治	(株) 文教堂 代表取締役社長
取締役副社長	佐藤 弘志	経営推進室長 (株) ダルトン 代表取締役社長
取締役	宗像 光英	執行役員 事業推進部長
取締役	飯田 直樹	弁護士法人黒田法律事務所パートナー 弁 護 士
取締役	森 俊明	B E 1 総合会計事務所代表 公 認 会 計 士 ・ 税 理 士
取締役	酒井 和彦	日本出版販売(株) 専務取締役
取締役	中島 孝浩	大日本印刷(株)hontoビジネス本部 ハイブリッドチャンネル流通ユニット長
常勤監査役	角脇 恭一	(株) 文教堂 監査役
監査役	福島 良和	大日本印刷(株)事業推進本部グループ事業推進 部
監査役	松平 信治	松平信治税理士事務所 所長 税 理 士
監査役	村瀬 幸子	九段坂上法律事務所 弁 護 士

- (注) 1. 取締役飯田直樹氏、取締役森俊明氏及び取締役酒井和彦氏は、社外取締役であります。なお、当社は、飯田直樹氏及び森俊明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役松平信治氏及び監査役村瀬幸子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松平信治氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役村瀬幸子氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
嶋崎富士雄	2018年11月27日	辞任	代表取締役社長
山口 竜男	2018年11月28日	任期満了	常務取締役事業運営部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役である飯田直樹氏、森俊明氏、酒井和彦氏及び中島孝浩氏、監査役である福島良和氏、松平信治氏及び村瀬幸子氏は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額としております。

④ 取締役及び監査役に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2)	33,197千円 (7,738)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	9,003 (3,453)
合計	9	42,201

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与及び賞与相当額は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年11月24日開催の第42回定時株主総会決議において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1993年11月26日開催の第43回定時株主総会決議において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は7名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、2018年11月27日付で辞任した取締役1名及び2018年11月28日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役3名及び監査役1名が在任しているためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

(a) 取締役 飯田直樹

- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
弁護士法人黒田法律事務所のパートナーであります。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。
- ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
- iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会17回中16回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜、発言、助言を行っております。

- (b) 取締役 森俊明
- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
BE1総合会計事務所代表であります。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。
 - ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
 - iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会17回中17回に出席し、税理士・公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜、発言、助言を行っております。
- (c) 取締役 酒井和彦
- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
日本出版販売株式会社の専務取締役であり、同社は当社の主要株主である筆頭株主であります。また、当社は同社との間に書籍・雑誌等の仕入取引がありますが、当社グループと同社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、社外役員として適任であると判断しております。
 - ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
 - iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会17回中16回に出席し、社外の立場から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜、発言、助言を行っております。
- (d) 監査役 松平信治
- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
松平信治税理士事務所所長であります。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。
 - ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
 - iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会17回中17回に出席し、また監査役会11回中11回に出席し、税理士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜、発言、助言を行っております。
- (e) 監査役 村瀬幸子
- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
九段坂上法律事務所所属の弁護士であります。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。
 - ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
 - iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会17回中17回に出席し、また監査役会11回中11回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜、発言、助言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人ナカチ

② 会計監査人に対する報酬等の額

		支払額
(1)	当該事業年度に係る報酬等の額	27,000千円
(2)	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があった等、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。

また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断したときには、監査役会は解任または不再任の議案の内容を決定し、取締役会が株主総会に提出いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する配当金の決定は経営の最重要事項として認識し、将来の事業展開を考慮しつつ、内部留保の充実により企業体質の強化を図りながら、株主の皆様への安定した配当を維持することが重要であると考えております。配当金は、業績の伸長にあわせ配当性向等を勘案しつつ、増配を視野に入れながら継続して安定配当を行う方針であります。

当事業年度の期末配当金については、会社をとりまく環境は依然として厳しい状況にあり、通期の業績及び利益剰余金の状況を勘案し、財務体質の強化を図ることを最重要課題として、誠に遺憾ながら実施を見送らせていただくことといたしました。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社から成る企業集団の取締役及び使用人が、コンプライアンス（法令、会社規則、企業倫理等の遵守）に則った行動をとるために、「コンプライアンス基本方針」を定めその徹底を図る。
また、コンプライアンス体制の維持、向上については、社長直轄のコンプライアンス委員会を責任部署とし、コンプライアンス委員会は「コンプライアンス規程」に従い、法令・定款及び社内規程を遵守して社内業務が実施されているかを定期的に確認し、社長に報告する。
法令・定款及び社内規程に違反する行為を発見した場合の報告体制として、「内部通報窓口」を設置し、体制を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」をはじめとする社内諸規程に基づき適切に保存及び管理するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業活動の全般に係る様々なリスクの分析及び対策の検討については、社長を議長とし、取締役、常勤監査役及び各部門の責任者が出席する経営会議において行う。
また、リスク管理に係る組織・体制の構築及び規程、ガイドライン等の制定を行い、それに基づく体制を整える。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、月1回定例の取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役間の意思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保する。
また取締役会の他に、取締役、監査役、執行役員及び各部門の責任者が出席する経営会議を月2回開催し、迅速かつ的確で効率的な意思決定による職務執行を行う。
- ⑤ 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、当社の「関係会社管理規程」に定める重要事項については、当社への事前審議、承認または報告を行う体制を確保する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社及び関連会社に対して、自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理を行う。
また、当社の内部監査室は、「内部監査規程」に従い、適正な監査を確保する体制を整備する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、内部監査室の職員など適切な人材を派遣する。また、その要請を受けて業務を行う使用人は、その要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該使用人の任命、人事異動及び人事評価等は、事前に監査役会の同意を得る。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したとき、または職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。この監査役への報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格、減給等不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。

また、当社及び子会社の取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく報告する。

- a. 内部監査の結果
- b. 内部通報窓口による通報の状況
- c. その他監査役から報告を求められた業務執行に関する事項

- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針

取締役は、監査役職務の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

- ⑩ その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、必要な助言または勧告を行う。

また、決裁書類、報告書等の関係書類を閲覧し、会社経営全般の状況を把握し、必要に応じて代表取締役、会計監査人との意思疎通を図り、定期的に意見交換を行い、内部監査室とも連携し、監査の実効性を高める。

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

グループ会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、グループ会社各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。

⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、毎月開催される取締役会において、内部統制基本方針の実施状況を報告することとなっており、子会社を含む当社グループの業務の執行状況を、社外監査役が当社グループの経営に関する監視ができるとともに、社外取締役が当社グループの経営への監督、関与ができる体制を整備しております。

また、監査役は、取締役会のほか定期的で開催される経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

当社グループの従業員に対しては、「コンプライアンス基本方針」について従業員が参加する全体会議等での説明を行っており、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

(7) 会社の支配に対する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現在は、特別な防衛策を導入いたしておりませんが、今後については社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,002,423	流 動 負 債	14,536,641
現金及び預金	662,054	支払手形及び買掛金	4,713,917
受取手形及び売掛金	1,249,923	短期借入金	7,594,982
商 品	7,093,122	1年内返済予定の 長期借入金	1,419,716
貯 蔵 品	6,913	1年内償還予定の社債	260,000
1年内回収予定の 長期貸付金	36,610	リ ー ス 債 務	7,364
そ の 他	196,593	未 払 法 人 税 等	19,465
貸倒引当金	△242,792	事業構造改革引当金	199,016
固 定 資 産	2,950,481	そ の 他	322,179
有 形 固 定 資 産	1,069,563	固 定 負 債	1,636,763
建物及び構築物	242,667	社 債	80,000
機械装置及び運搬具	884	長期借入金	962,418
土 地	657,804	リ ー ス 債 務	1,176
リ ー ス 資 産	6,938	退職給付に係る負債	451,670
そ の 他	161,268	そ の 他	141,498
無 形 固 定 資 産	45,247	負 債 合 計	16,173,405
ソフトウェア	12,769	純 資 産 の 部	
電話加入権	32,478	株 主 資 本	△4,216,002
投資その他の資産	1,835,670	資 本 金	100,000
投資有価証券	92,999	資 本 剰 余 金	5,012,326
長期貸付金	389,943	利 益 剰 余 金	△9,310,113
長期未収入金	45,850	自 己 株 式	△18,215
差入保証金	1,761,115	純 資 産 合 計	△4,216,002
そ の 他	18,925	資 産 合 計	11,957,402
貸倒引当金	△473,164	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,957,402
繰 延 資 産	4,498		
社債発行費	4,498		
資 産 合 計	11,957,402		

連結損益計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		24,388,741
売 上 原 価		18,347,052
売 上 総 利 益		6,041,689
販売費及び一般管理費		6,538,736
営 業 損 失		497,047
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	11,823	
受取手数料	8,238	
受取家賃	77,428	
その他	26,549	124,039
営 業 外 費 用		
支払利息	180,601	
その他	57,185	237,787
経 常 損 失		610,794
特 別 利 益		
固定資産売却益	2,179,209	
投資有価証券売却益	29,850	
受取補償金	41,221	
その他	7,500	2,257,780
特 別 損 失		
減損損失	775,181	
固定資産除却損	165,134	
固定資産売却損	34,852	
賃借契約解約損	3,504	
施設利用権評価損	1,155	
事業構造改革費用	4,772,874	
その他	8,347	5,761,050
税金等調整前当期純損失		4,114,064
法人税、住民税及び事業税	20,731	
法人税等調整額	△153,644	△132,913
当 期 純 損 失		3,981,151
親会社株主に帰属する 当期純損失		3,981,151

連結株主資本等変動計算書

（ 2018年9月1日から
2019年8月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,035,538	3,076,788	△5,328,962	△18,215	△234,851
連結会計年度中の変動額					
減 資	△1,935,538	1,935,538			—
親会社株主に帰属する当期純損失			△3,981,151		△3,981,151
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	△1,935,538	1,935,538	△3,981,151	—	△3,981,151
当連結会計年度期末残高	100,000	5,012,326	△9,310,113	△18,215	△4,216,002

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,267	1,267	△233,584
連結会計年度中の変動額			
減 資			
親会社株主に帰属する当期純損失			△3,981,151
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,267	△1,267	△1,267
連結会計年度中の変動額合計	△1,267	△1,267	△3,982,418
当連結会計年度期末残高	—	—	△4,216,002

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において営業損失497,047千円、経常損失610,794千円、及び親会社株主に帰属する当期純損失3,981,151千円を計上した結果、4,216,002千円の債務超過となっております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年6月28日付で産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という）の利用申請を行い、事業再生計画案に対して事業再生ADR手続の対象債権者となるすべての取引金融機関からご同意をいただき、2019年9月27日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。当社グループは、本事業再生計画に基づき以下の施策を着実に実施してまいります。

(1) 事業上の施策

① エリアマネージャー制の導入等

当社グループとしては、日本出版販売株式会社（以下「日販」という）グループ書店のモデルを参考にして、日販の協力を得ながら、部分的に導入していたエリアマネージャー制度を全国展開するとともに、顧客対応や店舗オペレーションの見直しを含め、店舗運営の改善に向けたアクションプランを実行する予定です。

② 返品率の減少

当社グループは、過剰仕入を抑制し、返品率を一定の基準値以下に減少させることで、収益率を改善する予定です。

③ 文具販売の強化

当社グループは、文具販売の強化を含め、商品構成の見直しを実施してまいります。

④ 不採算店舗の閉鎖

当社グループは、不採算店舗閉鎖の遅延が業績悪化の一因となったことから、今後、不採算店舗の閉鎖を進めるとともに、明確な基準に基づく出退店計画を策定・実行してまいります。

⑤ 本部等コストの削減

当社グループは、本部コスト削減のため、2019年8月に本社不動産を移転しておりますが、今後も、人件費の削減を含む本部コスト等の削減を実施してまいります。

⑥ 組織再編等

当社グループは、業務効率化のため、組織再編等を進めており、当社子会社である株式会社ブックストア談と有限会社シマザキについては、2019年5月1日に株式会社文教堂（以下「文教堂」という）が吸収合併しており、また、株式会社文教堂ホビーについては、株式集約により、2019年8月31日に文教堂の完全子会社にしております。

また、当社グループは、経営資源の選択と集中を強化するため、アニメキャラクターグッズ販売事業（アニメガ事業）を譲渡いたします。

⑦ その他の施策

上記の各施策に加えて、当社グループは、人事・考課制度の整備、ガバナンスの強化、店舗に関する施策等を実施してまいります。

(2) 金融機関による支援

① 債務の株式化

一定額以上の債権を有する対象債権者たる取引金融機関6行より、既存借入金債務の一部について、債務の株式化によるご支援をいただきます。その総額は4,160百万円となります。

なお、債務の株式化により発行する株式の内容等につきましては、「9. 重要な後発事象に関する注記（第三者割当による種類株式の発行、種類株式の株式併合及び内容変更、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分）」をご参照ください。

② 債務の返済条件の変更

対象債権者たる取引金融機関6行より、既存借入金債務について、2025年8月末日までの返済条件の変更によるご支援をいただきます。

(3) 日販による支援

① 資金調達

当社グループは、主要株主である日販からの500百万円の出資により、資本の充実を図ります。また、当社グループの事業・収益向上のために必要な場合には、別途、日販と協議のうえ、追加の支援を受けることを検討します。当社グループとしては、この資金を原資に、老朽化した店舗のリニューアル等の設備投資を実施し、店舗の競争力を維持・強化いたします。また、日販からは、当社グループの取引変更時の在庫に係る既存債務の一部支払について、再延長いただくことで、資金繰りも支援いただきます。

なお、上記500百万円の出資により発行する株式の内容等につきましては、「9. 重要な後発事象に関する注記（第三者割当による種類株式の発行、種類株式の株式併合及び内容変更、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分）」をご参照ください。

② その他の各種支援

当社グループは、これまで日販より、事業面での支援、役員の派遣を含む人事面での支援を受けてきました。今後も日販から協力を得る予定です。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

4社
株式会社文教堂
ジェイブック株式会社
有限会社文教堂サービス
株式会社文教堂ホビー

- ・連結の範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社でありました株式会社ブックストア談及び有限会社シマザキは、同じく当社の連結子会社である株式会社文教堂を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却を行っております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～7年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法によって償却しております。

④ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、次回賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

ハ. 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす借入金に係る金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

- ハ. ヘッジ方針
当社グループは、社内規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク等をヘッジしております。なお、当該規程にてデリバティブ取引は実需に伴う取引に限定し実施することとしており、売買を目的とした投機的な取引は一切行わない方針としております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。
- ホ. その他
当社グループにおけるデリバティブ取引は、社内規程（「デリバティブ取引管理規程」）に則って執行されております。当該規程では、デリバティブ取引の利用目的、利用範囲、取引相手先の選定基準、執行手続き、リスク管理の主管部署及び報告体制に関する規定が明記されております。取引の実施に当たっては、取引方針を取締役会で審議したうえで、決定された範囲内で経理部長の決裁により取引を実行しており、あわせて取引残高・損益状況について、取締役会に定期的に報告することとしております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- イ. 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における自己都合要支給額を計上しております。
- ロ. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	59,470千円
土地	632,537千円
差入保証金	627,787千円
その他（投資その他の資産）	6,400千円
計	1,326,196千円

上記の物件は、短期借入金6,094,982千円及び長期借入金（1年以内返済予定分を含む）1,827,170千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,155,853千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	増加	減少	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,004千株	－千株	－千株	14,004千株
A種類株式	200千株	－千株	－千株	200千株
B種類株式	200千株	－千株	－千株	200千株
C種類株式	200千株	－千株	－千株	200千株
D種類株式	200千株	－千株	－千株	200千株
E種類株式	200千株	－千株	－千株	200千株
F種類株式	200千株	－千株	－千株	200千株
G種類株式	200千株	－千株	－千株	200千株
H種類株式	200千株	－千株	－千株	200千株
I種類株式	200千株	－千株	－千株	200千株
J種類株式	212千株	－千株	－千株	212千株
合計	16,016千株	－千株	－千株	16,016千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	増加	減少	当連結会計年度末の株式数
普通株式	27千株	－千株	－千株	27千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については運用方針を取締役会で決議し、それに基づき運用しております。

資金調達については、運転資金及び出店投資資金について、必要な資金を銀行借入等により調達しております。

デリバティブ取引は、金利変動リスク等を回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び出店投資資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスク等に晒されておりますが、このうち一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスク等に対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び長期貸付金について、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスク等を抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等をモニタリングし、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めたデリバティブ取引管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行います。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づいて担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	662,054	662,054	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,249,923	1,249,923	—
(3) 施設利用権	7,260	6,540	△720
(4) 長期貸付金（※1）	426,553		
貸倒引当金（※2）	△426,313		
	240	21,043	20,803
(5) 差入保証金（※1）	1,656,924	1,649,809	△7,114
(6) 長期未収入金（※1）	45,850		
貸倒引当金（※2）	△45,850		
	—	—	—
資産計	3,576,401	3,589,370	12,969
(1) 支払手形及び買掛金	4,713,917	4,713,917	—
(2) 短期借入金	7,594,982	7,594,982	—
(3) 未払法人税等	19,465	19,465	—
(4) 社債（※3）	340,000	341,536	1,536
(5) 長期借入金（※3）	2,382,134	2,413,702	31,567
(6) リース債務（※3）	8,541	8,544	3
負債計	15,059,040	15,092,148	33,107

（※1）長期貸付金、差入保証金、長期未収入金には1年内回収予定分を含めております。

（※2）長期貸付金、長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3）社債、長期借入金及びリース債務には1年内返済予定分を含めております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 施設利用権

ゴルフ会員権等の時価は、ゴルフ会員権等取扱店（インターネットサイトを含む）等の相場価格によっております。

(4) 長期貸付金、(6) 長期未収入金

これらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、償還予定時期ごとにその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価の算定は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。長期借入金のうち金利スワップの特例処理、通貨スワップの振当処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	92,999
差入保証金（預託敷金等）	104,191

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

差入保証金のうち償還予定時期の確定しているものを除く預託敷金等については、市場価格がなく、預託期間を合理的に算定することは困難であることから、その将来キャッシュ・フローを算定することができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「(5) 差入保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	662,054	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,249,923	—	—	—
長期貸付金	36,610	130,000	100,000	159,943
差入保証金	170,782	332,400	93,570	1,164,362
長期未収入金	—	—	—	45,850
合計	2,119,369	462,400	193,570	1,370,156

4. 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	260,000	80,000	—	—	—	—
長期借入金	1,419,716	444,273	130,920	130,920	195,495	60,810
リース債務	7,364	1,176	—	—	—	—
合計	1,687,080	525,449	130,920	130,920	195,495	60,810

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、神奈川県その他の地域において、賃貸商業施設及び賃貸住宅を所有しております。なお、賃貸住宅の一部については、当社グループ従業員のための福利厚生施設（社宅）として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当 連 結 会 計 年 度 末 の 時 価
	当 連 結 会 計 年 度 期 首 高	当 連 結 会 計 年 度 末 高	当 連 結 会 計 年 度 末 高	
賃貸等不動産	940,742	△77,312	629,569	626,340
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	202,183	△139,043	63,140	90,200

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △356円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 285円15銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(事業再生ADR手続等の成立)

当社及び当社の連結子会社である株式会社文教堂（以下「文教堂」といい、当社及び当社の連結子会社を「当社グループ」という）は、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という）のもとで、対象債権者たる取引金融機関と協議を進めました。その後、公平中立な立場にある事業再生実務家協会において選任された手続実施者より調査・指導・助言を受け、事業再生計画案（以下「本事業再生計画」という）を策定し、2019年9月27日付けで、対象債権者たるすべての取引金融機関の同意により、本事業再生計画が成立いたしました。

また、事業再生ADR手続外において、主要株主である日本出版販売株式会社（以下「日販」という）からも金融支援等に関する同意を得ました。

これにより当社株式は、東京証券取引所より、債務超過に係る上場廃止の猶予期間が2020年8月31日までに延長が認められました。

詳細は以下のとおりであります。

・金融機関による支援

1. 債務の株式化（D E S）

一定額以上の債権を有する対象債権者たる取引金融機関6行より、既存借入金債務の一部について、債務の株式化によるご支援をいただきます。その支援総額は、総額4,160百万円を予定しております。

なお、債務の株式化により発行する株式の内容等につきましては、（第三者割当による種類株式の発行、種類株式の株式併合及び内容変更、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分）をご参照ください。

2. 債務の返済条件の変更

対象債権者たる取引金融機関6行より、既存借入金債務について、2025年8月末日までの返済条件の変更によるご支援をいただきます。

・日販による支援

1. 資金調達

当社グループは、主要株主である日販からの500百万円の出資により、資本の充実を図ります。また、当社グループの事業・収益向上のために必要な場合には、別途、日販と協議のうえ、追加のご支援を受けることを検討します。当社グループとしては、この資金を原資に、老朽化した店舗のリニューアル等の設備投資を実施し、店舗の競争力を維持・強化いたします。また、日販からは、当社グループの取引変更時の在庫に係る既存債務の一部支払について、再延長いただくことで、資金繰りもご支援いただきます。

なお、上記出資により発行する株式の内容等につきましては、（第三者割当による種類株式の発行、種類株式の株式併合及び内容変更、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分）をご参照ください。

2. その他の各種支援

当社グループは、これまで日販より、事業面でのご支援、役員の派遣を含む人事面でのご支援を受けてきました。今後も日販から協力を得る予定です。

(第三者割当による種類株式の発行、種類株式の株式併合及び内容変更、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分)

当社は、2019年9月27日開催の取締役会において、以下の各事項について、2019年11月27日に予定されている定時株主総会において付議することを決議いたしました。

- ・株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社横浜銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社商工組合中央金庫、株式会社静岡銀行（以下総称して「本件引受金融機関」といい、以下個別に言及する場合には「株式会社」を省略）及び日販（以下、本件引受金融機関とあわせて「本件引受人」という）との間で、引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、総額4,660百万円のK種類株式を発行すること（「1. 本募集株式発行について」をご参照ください）
- ・AないしJ種類株式について、株式併合を行わないとしているものを、株式併合を行えるように定款変更すること（「2. 本定款変更①について」をご参照ください）
- ・AないしJ種類株式について、1,000株を1株とする株式併合を行うこと（「3. 本株式併合について」をご参照ください）
- ・AないしJ種類株式について、その株式の内容をK種類株式と同内容に変更すること
- ・本募集株式発行、本株式併合及び本株式内容変更に係る定款の一部変更を行うこと（「4. 本定款変更②について」をご参照ください）
- ・K種類株式の払込みを停止条件とし、当該払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること（「5. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分について」をご参照ください）

1. 本募集株式発行について

(1) 募集の概要

① 払込期間	2019年12月2日から同年12月27日まで ※上記にかかわらず、本件引受人との間では、2019年12月2日に払込みを行うことを予定しています。
② 発行新株式数	K種類株式 466株
③ 発行価額	1株につき10,000,000円
④ 発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき5,000,000円
⑤ 調達資金の額	4,660,000,000円
⑥ 募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる。 みずほ銀行 138株 三井住友銀行 100株 横浜銀行 97株 三井住友信託銀行 39株 商工組合中央金庫 27株 静岡銀行 15株 日本出版販売 50株

(2) K種類株式の概要

① 剰余金の配当

ア 優先配当金

剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株式（AないしK種類株式を指し、以下総称して「種類株式」という）を有する株主（以下「種類株主」という）又は種類株式の登録株式質権者（以下「種類登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株の払込金額相当額（AないしJ種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ）に、年率0.1%を乗じて算出される金額（以下「優先配当金」という）を支払う。

イ 累積条項

2019年9月1日以降に開始する事業年度において種類株主又は種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という）については、普通株主又は普通登録株式質権者及び種類株主又は種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主又は種類登録株式質権者に支払う。

ウ 非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、アを超えて配当は行わない。

② 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、種類株主又は種類登録株式質権者に対し、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を分配日の属する事業年度の初日（同日含む）から分配日（同日含む）までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。

イ 非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、アのほか、残余財産の分配は行わない。

③ 議決権

種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

④ 株式の譲渡制限

種類株式を譲渡するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

ア 普通株式対価取得請求権

種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当会社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、種類株主が取得の請求をした種類株式を取得するのと引換えに、種類株主が取得の請求をした種類株式の払込金額相当額の総額を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

イ 当初取得価額

取得価額は、当初128円とする。

⑥ 金銭を対価とする取得請求権

種類株主は、2030年以降毎年1月15日（ただし、該当日が休日である場合には翌営業日）に、当会社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」という）ができるものとし、当会社は、種類株主が取得の請求をした種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を金銭対価取得請求がなされた日（以下「金銭対価取得請求日」という）の属する事業年度の初日（同日含む）から金銭対価取得請求日（同日含む）までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。

⑦ 金銭を対価とする取得条項

当会社は、2029年9月1日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日（以下「金銭対価取得日」という）をもって、種類株主及び種類登録株式質権者の意思にかかわらず、種類株式の全部又は一部を、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む）から金銭対価取得日（同日含む）までの日数で日割り計算した額（円位未満は切り捨てる）を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額

ア 払込金額の総額	4,660百万円
イ 発行諸費用の概算額	20百万円
ウ 差引手取概算額	4,640百万円

※発行諸費用の概算額の主な内訳は、株価算定費用約3百万円、登録免許税約16百万円、登記関連費用約1百万円です。

※上記発行諸費用には含まれておりませんが、本募集株式発行に係る業務を含めた本件事業再生業務全般について、事業活性化アドバイザー株式会社との間で、アドバイザー契約（総額50百万円）を締結しております。

② 調達する資金の具体的な用途
手取金の具体的な用途は、下表のとおりです。

具体的な用途	金額	支出予定時期
ア みずほ銀行からの当社グループの借入金の弁済	1,380百万円	2019年12月
イ 三井住友銀行からの当社子会社の借入金の弁済	1,000百万円	2019年12月
ウ 横浜銀行からの当社子会社の借入金の弁済	970百万円	2019年12月
エ 三井住友信託銀行からの当社子会社の借入金の弁済	390百万円	2019年12月
オ 商工組合中央金庫からの当社子会社の借入金の弁済	270百万円	2019年12月
カ 静岡銀行からの当社子会社の借入金の弁済	150百万円	2019年12月
キ 店舗改装等に係る設備投資	500百万円	2020年8月期～ 2023年8月期

(注1) 上記「①調達する資金の額」に記載のとおり発行諸費用の概算額として200万円を要する見込みですが、当該発行諸費用は手元現預金から支出いたしますので、払込金額の総額4,660百万円の用途及び金額は上表のとおりとなります。

(注2) ア～カの資金については、本募集株式発行に係る払込み後直ちに借入金の弁済に充てることから、手許資金の増加はありません。

(注3) キの資金については、実際に支出するまで、銀行口座にて管理いたします。

2. 本定款変更①について

定款変更の目的

本株式併合を可能とするために、AないしJ種類株式について、株式併合を行わないとしているものを、株式併合を行えるように定款変更するものです。

3. 本株式併合について

(1) 本株式併合の目的

株主及び当社の管理コストを低減させるため、本株式併合を行います。

(2) 本株式併合の内容

① 併合する株式の種類

AないしJ種類株式

② 併合比率

2019年12月2日をもって、同年8月31日現在の株主名簿に記録された所有株式数を基準に、1,000株につき1株の割合で併合いたします。

4. 本定款変更②について

定款変更の目的

本募集株式発行に基づくK種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてK種類株式を追加して、K種類株式に関する規定を新設し、また、本株式併合及び本株式内容変更に基づくAないしJ種類株式の内容変更を行うとともに、K種類株式及びAないしJ種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものです。

5. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分について

(1) 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の目的

当社子会社を含めたグループ全体の業容や損益状態の現状を踏まえ、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、適切な税制や制度への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、後の機動的かつ効率的な運営を推進するための資本政策に備えるためであります。

なお、本資本金等の額の減少については、本募集株式発行の効力が生じることを条件とします。

(2) 本資本金等の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

2,330,000千円

② 減少する資本準備金の額

5,406,788千円

③ 減少する利益準備金の額

71,325千円

④ 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の減少を上記のとおり行ったうえで、資本金及び資本準備金の減少額の全額をその他資本剰余金に、利益準備金の減少額の全額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えます。

(3) 本剰余金の処分

① 減少するその他資本剰余金の額

9,634,417千円

② 減少する別途積立金の額

600,000千円

③ 本剰余金の処分の方法

2019年10月15日開催の当社取締役会の決議に基づき本剰余金の処分を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えます。

(4) 本件の日程

2019年9月27日	本資本金等の額の減少に係る取締役会決議
2019年10月15日	本資本金等の額の減少の変更及び本剰余金の処分に係る取締役会決議
2019年10月26日	債権者異議申述公告
2019年11月25日（予定）	債権者異議申述最終期日
2019年11月27日（予定）	本定時株主総会
2019年12月2日（予定）	本資本金等の減少及び本剰余金の処分の効力発生日

(5) その他の重要な事項

本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではありません。

(事業分離)

当社連結子会社である文教堂は、2019年9月27日開催の取締役会において、下記のとおり、事業の一部を譲渡することを決議いたしました。なお、本事業譲渡は、会社法第467条第1項の規定に該当しない事業譲渡であるため、株主総会決議を要しません。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社ソフマップ

(2) 分離した事業の内容

アニメキャラクターグッズ販売事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、(事業再生ADR手続等の成立)に記載のとおり、事業再生ADR手続に基づく事業再生計画において経営資源の選択と集中を強化するため、文教堂におけるアニメキャラクターグッズ販売事業(アニメガ事業)を譲渡することにいたしました。

なお、当社及び文教堂の経営陣の見解は同一です。

(4) 事業分離日

2019年10月31日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

譲渡価額が確定していないため、記載しておりません。

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその内訳

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
有形固定資産	19,867千円	リース債務	4,230千円
差入保証金	10,520千円		
合計	30,387千円	合計	4,230千円

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき処理を行っております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

販売業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 525,913千円

経常損失 77,528千円

10. その他の注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所・用途	種類	減損損失
直営店舗 (東京都渋谷区他計59店舗)	建物及び構築物等	775,181

当社グループは、資産のグルーピングを直営店舗ごとに行っております。当連結会計年度において、投下資本回収力が当初予定より低下した直営59店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物189,347千円、土地507,504千円、その他78,329千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、固定資産税評価額等を勘案した合理的な見積もりにより算定しております。使用価値については、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスであるため零円としております。

(2) 事業構造改革費用

不採算事業・店舗の撤退に伴うたな卸資産の評価の見直しによる商品評価損及び店舗撤退に係る費用並びに事業再生ADR手続に関連する費用等を4,772,874千円計上しました。

(3) 資産除去債務

当社グループは、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、敷金及び保証金を減額する方法によっております。

この結果、当連結会計年度末の不動産賃貸借契約に係る敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は、331,264千円と見積もっております。

貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,047	流 動 負 債	54,863
現金及び預金	3,305	短期借入金	8,315
前払費用	312	未払金	2,647
未収入金	85,864	未払法人税等	1,172
その他	389	事業構造改革引当金	40,200
貸倒引当金	△73,824	前受収益	1,944
固 定 資 産	785,215	そ の 他	584
有形固定資産	403,539	固 定 負 債	5,286,706
土地	403,539	退職給付引当金	14,850
投資その他の資産	381,675	受入保証金	18,000
投資有価証券	0	債務保証損失引当金	4,862,013
関係会社株式	381,271	組織再編により生じた株式の特別勘定	391,842
出資金	74	負 債 合 計	5,341,569
長期貸付金	147,653	純 資 産 の 部	
関係会社長期貸付金	1,600,000	株 主 資 本	△4,540,306
差入保証金	330	資 本 金	100,000
貸倒引当金	△1,747,653	資 本 剰 余 金	5,012,326
資 産 合 計	801,263	資 本 準 備 金	3,076,788
		その他資本剰余金	1,935,538
		利 益 剰 余 金	△9,634,417
		利 益 準 備 金	71,325
		その他利益剰余金	△9,705,743
		別 途 積 立 金	600,000
		繰越利益剰余金	△10,305,743
		自 己 株 式	△18,215
		純 資 産 合 計	△4,540,306
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	801,263

損益計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		166,494
営業費用		142,488
営業利益		24,005
営業外収益		
受取利息及び配当金	205	
受取家賃	21,600	21,805
営業外費用		
支払利息	88	
賃貸費用	2,133	
支払手数料	3,007	
その他	23,150	28,379
経常利益		17,431
特別利益		
固定資産売却益	199	
その他	19,595	19,795
特別損失		
減損損失	268,855	
固定資産除却損	31,800	
事業構造改革費用	107,832	
債務保証損失引当金繰入額	2,528,969	
子会社株式評価損	1,681,880	4,619,338
税引前当期純損失		4,582,111
法人税、住民税及び事業税	1,210	
法人税等調整額	2,631	3,841
当期純損失		4,585,952

株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,035,538	3,076,788	—	3,076,788	71,325	600,000	△5,719,790	△5,048,464
事業年度中の変動額								
減 資	△1,935,538		1,935,538	1,935,538				
当 期 純 損 失							△4,585,952	△4,585,952
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	△1,935,538	—	1,935,538	1,935,538	—	—	△4,585,952	△4,585,952
当 期 末 残 高	100,000	3,076,788	1,935,538	5,012,326	71,325	600,000	△10,305,743	△9,634,417

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△18,215	45,646	2,199	47,845
事業年度中の変動額				
減 資		—		—
当 期 純 損 失		△4,585,952		△4,585,952
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△2,199	△2,199
事業年度中の変動額合計	—	△4,585,952	△2,199	△4,588,152
当 期 末 残 高	△18,215	△4,540,306	—	△4,540,306

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において当期純損失4,585,952千円を計上した結果、4,540,306千円の債務超過となっております。

この状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を早急に解消するための施策を実施してまいります。

詳細につきましては、「連結注記表 1. 継続企業の前提に関する注記」をご参照ください。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却を行っております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5~7年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、次回賞与支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。
- ④ 債務保証損失引当金 関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案して損失負担見込額を計上しております。
- ⑤ 事業構造改革引当金 事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- | | |
|---|-----------|
| 土地 | 403,539千円 |
| 上記の物件は、株式会社文教堂の短期借入金3,309,298千円の担保に供しております。 | |
- (2) 偶発債務
- | | |
|--------------------------|--------------|
| 関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証 | |
| 株式会社文教堂 | 10,258,801千円 |
| 債務保証損失引当金 | 4,862,013千円 |
| <hr/> | |
| 差引 | 5,396,787千円 |
- (3) 関係会社に対する金銭債権（区分掲記されたものを除く）
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 73,824千円 |
|--------|----------|

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	168,894千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	増加	減少	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	27千株	一千株	一千株	27千株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

前払費用	15,290千円
事業構造改革引当金	12,293千円
退職給付引当金	4,541千円
投資有価証券評価損	6,116千円
貸倒引当金	557,007千円
減損損失	310,120千円
関係会社株式	708,172千円
債務保証損失引当金	1,486,803千円
繰越欠損金	20,488千円
その他	699千円
繰延税金資産小計	3,121,533千円
評価性引当額	△3,121,533千円
繰延税金資産合計	一千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 文教堂	所有 直接100.0%	経営指導 資金の援助 役員の兼任	子会社借入金等に対する保証 (注1)	10,258,801	—	—
				子会社借入金に対する担保の提供 (注1)			
				子会社に対する貸付 (注3)	—	関係会社 長期貸付金	1,600,000
				子会社に対する経営指導等 (注2)	122,166	未収入金	73,824
子会社	株式会社 ブックストア談	所有 直接100.0%	経営指導 役員の兼任	子会社に対する経営指導 (注2)	38,451	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社が発行する社債、金融機関からの借入債務につき、債務保証を行っているものであります。なお、保証料の受取はありません。
2. 経営指導料については、契約条件により決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 株式会社文教堂への債権に対し、貸倒引当金1,673,824千円を計上しております。
5. 株式会社文教堂への債務保証に対し、債務保証損失引当金4,862,013千円を計上しております。
6. 取引金額には消費税は含まれておりません。

(2) 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	△379円78銭
(2) 1株当たり当期純損失	320円49銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(事業再生ADR手続等の成立)

当社は、2019年9月27日付けで、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生計画案（以下「本事業再生計画」という）を策定し、本事業再生計画が成立いたしました。

詳細は、「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(第三者割当による種類株式の発行、種類株式の株式併合及び内容変更、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分)

当社は、2019年9月27日開催の取締役会において、標題の各事項について、2019年11月27日に予定されている定時株主総会において付議することを決議いたしました。

詳細は、「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月23日

株式会社文教堂グループホールディングス

取締役会御中

監査法人ナカチ

代表社員 公認会計士 藤代孝久 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 家富義則 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社文教堂グループホールディングスの2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において営業損失497,047千円、経常損失610,794千円及び親会社株主に帰属する当期純損失3,981,151千円を計上した結果、4,216,002千円の債務超過となったことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月23日

株式会社文教堂グループホールディングス

取締役会 御中

監査法人 ナカチ

代表社員 公認会計士 藤代孝久 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 家富義則 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社文教堂グループホールディングスの2018年9月1日から2019年8月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において当期純損失4,585,952千円を計上した結果、4,540,306千円の債務超過となった。これにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ナカチの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ナカチの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月30日

株式会社文教堂グループホールディングス 監査役会

常勤監査役 角 脇 恭 一 ⑩

監査役 福 島 良 和 ⑩

社外監査役 松 平 信 治 ⑩

社外監査役 村 瀬 幸 子 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類及び数
1	さとう きょうじ 佐藤協治 (1966年8月31日生)	1988年4月 株本の店岩本入社 2000年10月 当社入社 北海道事務所長兼北海道支店担当部長 2007年6月 当社店舗開発部長 2007年12月 当社執行役員店舗開発部長 2008年3月 (株)文教堂執行役員店舗開発部長 2008年11月 同社取締役執行役員事業開発部長兼経営戦略室長 2009年7月 同社取締役執行役員事業開発部長兼経営戦略室長兼情報システム部長 2010年11月 当社常務取締役常務執行役員事業開発部長 2017年11月 当社常務取締役常務執行役員事業管理本部長 2018年11月 当社代表取締役社長（現任） 2018年11月 (株)文教堂代表取締役社長（現任）	普通株式 1,000株
2	さとう ひろし 佐藤弘志 (1970年8月23日生)	1995年3月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 1997年8月 ブックオフコーポレーション(株)入社 2007年6月 同社代表取締役社長 2014年2月 (株)ダルトン入社 2014年6月 同社代表取締役社長（現任） 2016年11月 当社社外取締役 2017年11月 当社取締役副社長経営推進室長（現任） 2019年10月 日販グループホールディングス(株)執行役員（現任）	普通株式 1,000株
3	こばやし ともゆき 小林友幸 (1967年1月16日生)	1989年4月 日本クレア(株)入社 1992年8月 当社入社 2008年5月 当社経理部長 2008年12月 当社執行役員経理部長 2015年12月 (株)文教堂取締役執行役員経理部長 2017年11月 同社取締役執行役員管理本部長 2018年12月 同社取締役執行役員管理本部長兼財務経理部長（現任） 2018年12月 当社執行役員財務経理部長（現任）	普通株式 一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類及び数
4	いいた なおき 飯田直樹 (1965年2月14日生)	1999年4月 弁護士登録 2002年2月 トレイダーズ証券(株) (現トレイダーズ ホールディングス(株)) 社外監査役 2003年8月 成和明哲法律事務所パートナー 2006年2月 バリオセキュア・ネットワークス 社外取締役 2008年10月 (株)山野楽器監査役 (現任) 2009年11月 当社社外取締役 (現任) 2011年6月 富士紡ホールディングス(株)社外監 査役 2018年2月 (株)キャンドウ社外取締役 (監査等 委員) (現任) 2018年9月 弁護士法人黒田法律事務所パート ナー (現任)	普通株式 7,500株
5	もり としあき 森 俊明 (1966年4月28日生)	1987年10月 会計士補登録 1988年4月 サンワ・等松青木監査法人 (現有 限責任監査法人トーマツ) 入所 1991年4月 公認会計士登録 1997年8月 椿勲公認会計士事務所入所 2003年4月 税理士登録 2003年9月 ブリッジ共同公認会計士事務所シ ニアパートナー、ブリッジ税理士 法人代表社員 2007年6月 ひまわりホールディングス(株)社外 監査役、ひまわり証券(株)社外監査 役 2009年4月 BE1 総合会計事務所代表 (現 任) 2009年11月 当社社外取締役 (現任) 2015年7月 日本ビューホテル(株)社外監査役	普通株式 3,400株
6	さかい かずひこ 酒井和彦 (1960年12月20日生)	1984年3月 日本出版販売(株)入社 2013年4月 日販コンピュータテクノロジー(株) 代表取締役社長 2013年6月 日本出版販売(株)取締役システム部 長 2014年4月 日販コンピュータテクノロジー(株) 代表取締役会長 2016年4月 日本出版販売(株)常務取締役経営戦 略室長、秘書室長、コンプライア ンス推進室、システム部担当 2016年11月 当社社外取締役 (現任) 2017年4月 日本出版販売(株)専務取締役管理部 門、物流部門統括、システム部担 当、経営戦略室長、秘書室長 2018年4月 同社専務取締役専務執行役員管理 本部長、物流本部長、グループ財 務・グループIT統括、グループ ロジスティクス事業担当 2019年10月 日販グループホールディングス(株) 専務取締役グループ財務・管理・ IT統括 (現任)	普通株式 一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類及び数
7	なかじま たかひろ 中島孝浩 (1964年12月10日生)	1987年4月 大日本印刷(株)入社 2004年10月 同社情報コミュニケーション研究 開発センター研究企画部長 2008年10月 同社事業企画推進室 2015年10月 同社hontoビジネス本部ビジネス 開発ユニット長 2016年1月 同社hontoビジネス本部SMS委 員会委員長 2016年11月 当社取締役(現任) 2018年10月 大日本印刷(株)hontoビジネス本部 ハイブリッドチャンネル流通ユニッ ト長 2019年10月 同社出版イノベーション事業部 hontoビジネスセンター副センタ ー長(現任)	普通株式 一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 日販グループホールディングス(株)は、当社の特定関係事業者であり、酒井和彦氏は同社の取締役であります。
3. (株)ダルトンは、当社の特定関係事業者である日販グループホールディングス(株)の子会社であり、佐藤弘志氏は同社の代表取締役であります。
4. 大日本印刷(株)は、当社の主要株主であり、中島孝浩氏は同社の業務執行者であります。
5. 飯田直樹氏、森俊明氏、酒井和彦氏及び中島孝浩氏は社外取締役候補者であります。各氏を社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができる理由は次のとおりであります。
- 飯田直樹氏：弁護士の資格を有しており、企業法務に関し豊富な経験と幅広い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
- 森 俊明氏：公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関し豊富な経験と幅広い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
- 酒井和彦氏：日販グループホールディングス(株)の専務取締役として会社経営に携わっており、当社の経営を監督していただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただき、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
- 中島孝浩氏：大日本印刷(株)の出版イノベーション事業部hontoビジネスセンター所属であり、当社の経営を監督していただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただき、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 社外取締役候補者飯田直樹氏、森俊明氏、酒井和彦氏及び中島孝浩氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として、責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、飯田直樹氏及び森俊明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（4名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類及び数
1	のぐち けんたろう 野口健太郎 (1950年8月17日生)	1971年5月 ㈱池田屋入社 1978年6月 当社入社 1978年7月 当社梶ヶ谷店長 2003年11月 当社執行役員新横浜駅店長 2006年1月 当社執行役員統轄店長兼新横浜駅店長 2007年3月 当社執行役員店舗統括副本部長兼渋谷店長 2008年3月 ㈱文教堂執行役員店舗統括副本部長兼渋谷店長 2009年5月 当社執行役員総務部長 2010年2月 ㈱文教堂取締役執行役員総務部長 2010年11月 当社取締役執行役員総務部長 2017年11月 ㈱文教堂総務部長（現任）	普通株式 6,600株
2	ふくしま よしかず 福島良和 (1968年10月27日生)	1992年4月 大日本印刷㈱入社 2010年6月 同社関連事業部 2011年11月 当社社外監査役 2012年2月 ㈱オールアウト監査役 2015年11月 当社監査役（現任） 2016年4月 大日本印刷㈱管理本部関連事業部 2017年10月 大日本印刷㈱事業推進本部グループ事業推進部シニアエキスパート（現任）	普通株式 一株
3	むらせ さちこ 村瀬幸子 (1972年8月3日生)	1995年4月 ニチハ㈱入社 2008年9月 弁護士登録 成和明哲法律事務所入所 2015年11月 当社社外監査役（現任） 2018年9月 九段坂上法律事務所入所（現任） 2019年6月 ニチアス㈱社外監査役（現任）	普通株式 一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大日本印刷㈱は、当社の主要株主であり、福島良和氏は同社の業務執行者であります。
3. 福島良和氏、村瀬幸子氏の両氏は社外監査役候補者であります。両氏を社外監査役候補者とした理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由は次のとおりであります。
- 福島良和氏：大日本印刷㈱の事業推進本部グループ事業推進部所属であり、当社の経営を監督していただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
- 村瀬幸子氏：弁護士の資格を有しており、企業法務に関し豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営を監督していただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 社外監査役候補者福島良和氏及び村瀬幸子氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として、責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 定款変更①の件

1. 提案の理由

AないしJ種類株式について、その株式の内容をK種類株式と同内容に変更することを可能とするために、株式併合を行わないとしているものを、株式併合を行えるように定款変更するものです。

なお、後述する第三者割当による募集株式発行（以下「本募集株式発行」といいます。）に係る総数引受契約が締結されることを条件に、当該総数引受契約の締結日付で効力発生するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2章の2 種類株式 （株式の併合または分割、募集株式の割当を受ける権利等） 第11条の5 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式について株式の併合または分割を行わない。 2. （条文省略） 3. （条文省略）	第2章の2 種類株式 （株式の分割、募集株式の割当を受ける権利等） 第11条の5 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式について株式の分割を行わない。 2. （現行どおり） 3. （現行どおり）

第4号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

株主及び当社の管理コストを低減させるため、株式併合を行います。

なお、本議案につきましては、第3号議案「定款変更①の件」が承認可決され、定款変更①の効力発生を条件に、定款変更①の効力発生日における定款変更①の効力発生の直後の時をもって効力発生するものとしたします。

2. 併合の割合

当社AないしJ種類株式について、1,000株につき1株の割合で併合いたします。

なお、本株式併合においては1株未満の端数は生じません。

3. 株式併合の効力発生日

2019年12月2日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

A種類株式	800株
B種類株式	800株
C種類株式	800株
D種類株式	800株
E種類株式	800株
F種類株式	800株
G種類株式	800株
H種類株式	800株
I種類株式	800株
J種類株式	848株

第5号議案 定款変更②の件

1. 提案の理由

後述する第6号議案「第三者割当による募集株式発行の件」に記載のとおり、当社は、本募集株式発行により、本件引受金融機関によるご出資により財務体質の安定化を図ったうえで抜本的構造改革を断行し、債務超過を解消することで上場維持を図るとともに、日販から調達する資金を店舗改装等の設備投資に充当することで、当社グループの安定的収益基盤の構築を目指します。

本募集株式発行は、普通株式でなく新たな種類の種類株式による第三者割当増資を行うものであるところ、当社においては既存の種類株式としてAないしJ種類株式が存在するため、本募集株式発行にあたってはこれら既存種類株式との調整が必要となります。この点について、本件引受人及びAないしJ種類株主との間で、再三にわたり協議・交渉を行った結果、既存のAないしJ種類株式の内容を、本募集株式により新たに発行するK種類株式の内容と同内容とすることといたしました。

なお、本株式内容変更後のAないしJ種類株式については、株主総会における議決権はありませんが、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。その内容につきましては、第6号議案「第三者割当による募集株式発行の件」をご参照ください。

また、後述する本募集株式発行に係る総数引受契約が締結されることを条件に、当該総数引受契約の締結日における本株式併合の効力発生の直後の時をもって効力発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (条文省略)	第1章 総則 (現行どおり)
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>64,066,860株</u> とし、当社が発行することができる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>61,066,860株</u> A種類株式 <u>300,000株</u> B種類株式 <u>300,000株</u> C種類株式 <u>300,000株</u> D種類株式 <u>300,000株</u> E種類株式 <u>300,000株</u> F種類株式 <u>300,000株</u> G種類株式 <u>300,000株</u> H種類株式 <u>300,000株</u> I種類株式 <u>300,000株</u> J種類株式 <u>300,000株</u>	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>56,028,772株</u> とし、当社が発行することができる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>56,018,860株</u> A種類株式 <u>800株</u> B種類株式 <u>800株</u> C種類株式 <u>800株</u> D種類株式 <u>800株</u> E種類株式 <u>800株</u> F種類株式 <u>800株</u> G種類株式 <u>800株</u> H種類株式 <u>800株</u> I種類株式 <u>800株</u> J種類株式 <u>848株</u> K種類株式 <u>1,864株</u>

現行定款	変更案
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
<p>(株式の併合または分割、募集株式の割当を受ける権利等)</p> <p>第11条の5 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(株式の分割、募集株式の割当を受ける権利等)</p> <p>第11条の5 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式について株式の分割を行わない。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株、各種類株式につき1株とする。</p>
第9条～第11条 (条文省略)	第9条～第11条 (現行どおり)
<p>第2章の2 種類株式 (優先配当金)</p> <p>第11条の2 当社は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された種類株式(第12条の2から第12条の9に定める各種の種類株式を指す。以下同じ。)を有する株主(以下「種類株主」という。)または種類株式の登録株式質権者(以下「種類登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、以下の算式により算出される金額(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。</p> <p><u>種類株式1株当たりの優先配当金の額は、当該種類株式1株当たりの払込金額(348円)に対し、下記の年率(以下「優先配当年率」という。)を乗じて算出された金額とする。優先配当金の額は、円単位未満小数第4位を四捨五入する。</u></p> <p><u>優先配当年率は平成20年12月1日以降次の年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各事業年度について、下記算式により算出される年率とする。</u></p> <p><u>優先配当年率=日本円TIBOR(6ヶ月物)+0.5%</u></p> <p><u>優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</u></p> <p><u>「年率修正日」は、平成21年9月1日以降の毎年9月1日とする。当日が銀行休業日の場合は、前営業日を年率修正日とする。</u></p>	<p>第2章の2 種類株式 (優先配当金)</p> <p>第11条の2 当社は、第42条に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された種類株式(AないしK種類株式を指し、以下総称して「種類株式」という。)を有する株主(以下「種類株主」という。)または種類株式の登録株式質権者(以下「種類登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株の払込金額相当額(AないしJ種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ。)に、年率0.1%を乗じて算出される金額(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。なお、円位未満は切り捨てる。</p>

現行定款	変更案
<p>「日本円TIBOR」は、平成20年12月1日または各年率修正日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成20年12月1日または各年率修正日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。</p> <p>2. 各種の種類株式の剰余金の配当順位は同順位とする。</p> <p>3. 当社は、ある事業年度において種類株主または種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「種類株式累積未払配当金」という。）については、普通株主または普通登録株式質権者および種類株主または種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主または種類登録株式質権者に支払う。</p> <p>4. 種類株主または種類登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	<p>2. 2019年9月1日以降に開始する事業年度において種類株主または種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）については、普通株主または普通登録株式質権者および種類株主または種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主または種類登録株式質権者に支払う。</p> <p>3. 種類株主または種類登録株式質権者に対しては、第1項を超えて配当は行わない。</p> <p>(削除)</p>
<p>(剰余財産の分配) 第11条の3 種類株主または種類登録株式質権者に対しては、剰余財産の分配は行わない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余財産の分配) 第11条の3 剰余財産の分配をするときは、種類株主または種類登録株式質権者に対し、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額および優先配当金の額を分配日の属する事業年度の初日（同日含む。）から分配日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。ただし、剰余財産の分配が行われる日が配当基準日の翌日（同日含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。</p> <p>2. 種類株主または種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、剰余財産の分配は行わない。</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権) 第11条の4 種類株主は、<u>当会社株主総会</u>における議決権を有しない。</p>	<p>(議決権) 第11条の4 種類株主は、株主総会における議決権を有しない。</p>
<p>(株式の併合または分割、募集株式の割当を受ける権利等) 第11条の5 当会社は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式について株式の分割を行わない。</u> 2. 当会社は、種類株主に対し、株式の無償割当または新株予約権の無償割当は行わない。 3. 当会社は、種類株主に対し、募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。</p>	<p>(株式の併合または分割、募集株式の割当を受ける権利等) 第11条の5 当会社は、種類株式について株式の分割を行わない。 2. 当会社は、種類株主に対して、株式の無償割当または新株予約権の無償割当は行わない。 3. 当会社は、種類株主に対して、募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。</p>
<p>(株式の譲渡制限) 第11条の6 当会社の種類株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p>	<p>(株式の譲渡制限) 第11条の6 種類株式を譲渡するには、<u>当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>
<p>(取得条項) 第11条の7 当会社は、種類株式の発行後に取締役会の決議で定める日(以下「取得日」という。)をもって、種類株主および種類登録株式質権者の意思にかかわらず、いつでも種類株式の全部または一部を、種類株式の払込金額に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から取得日の前日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭の交付と引換えに取得することができる。<u>当会社が種類株式のうち一部を取得することとするときは、取得する株式の決定方法は、種類株式の発行に際し取締役会の決議で定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項) 第11条の7 当会社は、2029年9月1日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日(以下「金銭対価取得日」という。)をもって、種類株主および種類登録株式質権者の意思にかかわらず、種類株式の全部または一部を、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額および優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から金銭対価取得日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満は切り捨てる。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、<u>金銭対価取得日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。</u> 2. 本条に基づき種類株式の全部または一部を取得するときは、当会社は、AないしK種類株式のすべての種類の種類株式(当該種類の種類株式の発行済株式数から自己株式数を控除した数がゼロとなる種類の種類株式を除く。)を取得するものとする。ただし、<u>ある種類の種類株式を有する種類株主の全員の同意を得た場合は、当会社は、当該種類の種類株式を取得しないことができる。</u> 3. 種類株式の一部を取得するときは、取得する株式の決定方法は、<u>各種の種類株主が保有する種類株式の払込金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第11条の8 種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当会社に対して、種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、種類株主が取得の請求をした種類株式を取得するのと引換えに、種類株主が取得の請求をした種類株式の払込金額相当額の総額を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、端数は切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>2. 取得価額は、当初128円とする。</p> <p>3. 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。なお、円位未満は切り捨てる。</p> <p>① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>③ 下記5項に定める普通株式1株あたりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式により取得価額を調整する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式数」は「処分する当会社が保有する普通株式数」、「当会社が保有する普通株式数」は「処分前において当会社が保有する普通株式数」とそれぞれ読み替える。</p>

現行定款	変更案
	<p style="text-align: center;"> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式数）}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式数）}} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式数}}{\text{普通株式1株あたりの時価}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式数}}{\text{普通株式1株あたりの時価}} \times \text{払込金額}$ </p> <p>4. 第3項に掲げた事由によるほか、以下①ないし③のいずれかに該当する場合には、当社は種類株主または種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。</p> <p>①合併、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき</p> <p>②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき</p> <p>③その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき</p> <p>5. 取得価額の調整に際して使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表するVWAPの平均値とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(対価を金銭とする取得請求権) 第11条の8 種類株主は当会社に対して、対価を金銭(以下、種類株式の全部または一部を取得し、これと引換えに金銭を交付することを「償還」という。)として、第2項に定める期間において、当会社の前事業年度の分配可能額の二分の一相当額を、償還請求のあった日が属する事業年度における償還の上限として、種類株主の有する種類株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該償還請求のあった日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い償還手続きを行うものとする。</p> <p>2. 種類株主が当会社に対して、前項に定める請求をすることができる期間は、次のとおりとする。</p> <p>A種類株式 平成25年12月1日以降 B種類株式 平成26年12月1日以降 C種類株式 平成27年12月1日以降 D種類株式 平成28年12月1日以降 E種類株式 平成29年12月1日以降 F種類株式 平成30年12月1日以降 G種類株式 平成31年12月1日以降 H種類株式 平成32年12月1日以降 I種類株式 平成33年12月1日以降 J種類株式 平成34年12月1日以降</p> <p>3. 当会社は、償還の対価として、種類株式の払込金額(348円)に優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日(同日含む。)から償還日の前日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額ならびに種類株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した金銭を交付する。</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権) 第11条の9 種類株主は、2030年以降毎年1月15日(ただし、該当日が休日である場合には翌営業日)に、当会社に対して、種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、種類株主が取得の請求をした種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額および優先配当金の額を金銭対価取得請求がなされた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)の属する事業年度の初日(同日含む。)から金銭対価取得請求日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、金銭対価取得請求日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。なお、円位未満は切り捨てる。</p> <p>2. 金銭対価取得請求がなされた日における分配可能額が不足する場合には、取得すべき種類株式は、金銭対価取得請求がなされた種類株式の払込金額相当額の総額(種類株式ごとの発行済株式総数に払込金額相当額を乗じて得られる額をいう。以下同じ。)に応じて、按分比例の方法による。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(優先順位)</p> <p>第11条の10 各種の種類株式の優先配当金、各種の種類株式の累積未払配当金相当額および普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当の支払順位は、各種の種類株式の累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、各種の種類株式の優先配当金が第2順位（それらの間では同順位）、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当が第3順位とする。</p> <p>2. 各種の種類株式および普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、各種の種類株式に係る剰余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、普通株式に係る剰余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3. 剰余金の配当または剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当または剰余財産の分配を行う。</p>
(種類株主総会の決議) 第11条の9 (条文省略)	(種類株主総会の決議) 第11条の11 (現行どおり)

第6号議案 第三者割当による募集株式発行の件

本議案は、会社法第199条の規定に基づき、以下の要領にて第三者割当による募集株式を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

後述するとおり、本募集株式発行は、会社法上、有利発行に該当するものと判断しておりますので、本定時株主総会における特別決議による承認をお願いするものです。

また、本募集株式発行により発行されるK種類株式及び本株式内容変更後のAないしJ種類株式については、株主総会における議決権はありませんが、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。K種類株式及びAないしJ種類株式について、その株式の内容をK種類株式と同内容に変更（以下「本株式内容変更」といいます。）後のAないしJ種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、K種類株式について最大で364,062個の議決権を有する普通株式が、本株式内容変更後のAないしJ種類株式について最大で54,701個の議決権を有する普通株式が、両者あわせて最大で418,763個の議決権を有する普通株式が交付されることになり、2019年8月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である139,750個に対する割合は約299.65%となります。このように、本募集株式発行は希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本定時株主総会にて、株主の皆様ご意思確認を併せてお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、第5号議案「定款変更②の件」が承認可決され、定款変更の効力が生じることを条件といたします。

1. 本募集株式発行の概要

(1) 募集株式の種類及び数

K種類株式 466株

(2) 払込金額

1株につき10,000,000円

(3) 払込金額の総額

4,660,000,000円

(4) 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額 2,330,000,000円（1株につき5,000,000円）

増加する資本準備金の額 2,330,000,000円（1株につき5,000,000円）

(5) 募集又は割当方法

第三者割当の方法による

(6) 払込期間

2019年12月2日～2019年12月27日

(7) 割当予定先及び割当株式数

株式会社みずほ銀行 138株

株式会社三井住友銀行 100株

株式会社横浜銀行 97株

三井住友信託銀行株式会社 39株

株式会社商工組合中央金庫 27株

株式会社静岡銀行 15株

日販グループホールディングス株式会社 50株

(8) 募集株式の概要

① 剰余金の配当

ア. 優先配当金

剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株式（AないしK種類株式を指し、以下総称して「種類株式」という。）を有する株主（以下「種類株主」という。）又は種類株式の登録株式質権者（以下「種類登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株の払込金額相当額（AないしJ種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ。）に、年率0.1%を乗じて算出される金額（以下「優先配当金」という。）を支払う。

イ. 累積条項

2019年9月1日以降に開始する事業年度において種類株主又は種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）については、普通株主又は普通登録株式質権者及び種類株主又は種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主又は種類登録株式質権者に支払う。

ウ. 非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、アを超えて配当は行わない。

② 残余財産の分配

ア. 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、種類株主又は種類登録株式質権者に対し、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を分配日の属する事業年度の初日（同日含む。）から分配日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。

イ. 非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、アのほか、残余財産の分配は行わない。

③ 議決権

種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

④ 株式の譲渡制限

種類株式を譲渡するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

ア. 普通株式対価取得請求権

種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当会社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、種類株主が取得の請求をした種類株式を取得するのと引換えに、種類株主が取得の請求をした種類株式の払込金額相当額の総額

を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

イ. 当初取得価額

取得価額は、当初128円とする。

⑥ 金銭を対価とする取得請求権

種類株主は、2030年以降毎年1月15日（ただし、該当日が休日である場合には翌営業日）に、当会社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、種類株主が取得の請求をした種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を金銭対価取得請求がなされた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）の属する事業年度の初日（同日含む。）から金銭対価取得請求日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。

⑦ 金銭を対価とする取得条項

当会社は、2029年9月1日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日（以下「金銭対価取得日」という。）をもって、種類株主及び種類登録株式質権者の意思にかかわらず、種類株式の全部又は一部を、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から金銭対価取得日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満は切り捨てる。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社グループは、1949年12月に創業して以来、書店、雑誌小売を中心として、書店チェーン「文教堂」等を展開してまいりました。

しかしながら、ネット通販やデジタルコンテンツの普及により、書籍の市場規模は縮小傾向が続く、当社をとりまく事業環境は、厳しい状況が続いておりました。業界全体としても、書籍を含めた出版物の推定販売金額は1996年をピークに長期低落傾向にあり、1996年の推定販売金額が書籍約1兆1,000億円、雑誌約1兆5,000億円、合計約2兆6,000億円であったのに対して、2017年には書籍約7,000億円、雑誌約6,000億円、合計約1兆3,000億円にまで減少しております（公益社団法人全国出版協会「出版指標年報（2019年度版）」3頁）。

当社グループとしては、店舗リニューアル等の販売強化策やアニメ事業の展開等、一定の経営改善策を実行してまいりましたが、十分な資金を充てられない状況であったことから結果として場当たりの施策となってしまうものが多かったため、十分な効果は出ず、2013年8月期以降は、2017年8月期には返品率を抑えることで取次からのインセンティブにより黒字化できたものの、当該期を除いて赤字が続く、2018年8月期には約230百万円の債務超過に陥りました。また、これを受けて、東京証券取引所より、上場廃止に係る猶予期間入りの指定を受けました。

当社としては、上場廃止に係る猶予期間入りの指定を受け、債務超過を解消すべく、エリアマネージャー制度の導入により本部・店舗間の意思疎通の改善を図る、退店基準の明確化により不採算店舗からの撤退を行うな

どの経営改善策を実施してまいりました。

しかしながら、上記取組みだけでは、2019年8月末までに債務超過を解消することは困難であると判断したことから、当社及び株式会社文教堂は、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善のため、2019年6月28日に、事業再生ADR手続の正式申込みを行い、同申し込みは、同日付で受理されました。前述のとおり、当社は、2018年8月末において、東京証券取引所が定める上場廃止基準に該当し、上場廃止の猶予期間に入っており、2019年8月末において債務超過の状態が解消されない限り、原則として上場廃止となりますが、有価証券上場規程及びその関連規程の定めにより、2020年8月末までに債務超過を解消する再生計画を策定し、当該再生計画が事業再生ADR手続において成立した場合には、2019年8月期に係る決算短信の公表までに、上記規程に定める所定の手続きを経て、さらに1年間、猶予期間の延長が認められ、同再生計画の実行による債務超過の解消をもって、上場が維持されることとなります。

そのため、当社としては、上記条件を満たす再生計画を策定のうえ、お取引金融機関様の同意を求め、同再生計画を実現することにより、上場維持を図っていくものとし、上記条件を満たす再生計画を策定のうえ、2019年9月6日付第2回債権者会議（続会）においてお取引金融機関様にご提示をし、2019年9月27日付第3回債権者会議においてすべてのお取引金融機関様から同意をいただき、当該事業再生計画は無事成立いたしました。また、同日、東京証券取引所に対して、上記規程に定める手続きを申請し、同日付で、東京証券取引所において適当と認める再建計画と認められ、2020年8月末までの上場廃止の猶予期間の延長が認められましたので、同再生計画の実行による債務超過の解消をもって、上場が維持されることとなります。

事業再生ADR手続における事業再生計画案の策定にあたっては、当社の置かれた厳しい経営状態から脱却し、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図り、当社事業の再生を実現すべく、お取引金融機関様から金融支援にご同意いただくこと及びスポンサーから確実な資本性資金の提供や事業面での各種支援をいただくことで、早期に財務体質を改善し、当社グループが抱える店舗の集客力不足、在庫の滞留、不明確な指揮・命令系統といった課題の早期かつ抜本的な解決を図ることが必要不可欠であるとの考えに至りました。

係る考えのもと、当社は、3社に対してフィナンシャル・アドバイザー業務の打診を行い、その中で最も当社の意向に合致した事業活性化アドバイザー株式会社（所在地：東京都千代田区内神田1-2-7、代表者：久保伸介）をファイナンシャル・アドバイザーとして起用し、当社の事業再生に対するご支援及び当社に対する資本性資金を提供していただけるスポンサーを探索すべく、2018年10月から2019年7月にかけて約30社の候補先に対して、支援の打診を行ってまいりましたが、日販グループホールディングス株式会社（以下「日販」といいます。）を除き、ご関心を示していただけの候補先はございませんでした。他方で、日販の提案は、当社事業を再生するという目的に合致する合理的な支援を内容としておりましたので、当社としては、日販をスポンサーとして選定するに至りました。

そこで、当社は、本件引受金融機関によるご出資により財務体質の安定化を図ったうえで抜本的構造改革を断行するとともに、日販から調達する資金を店舗改装等の設備投資に充当することで、当社グループの安定的収益基盤の構築を目指すため、本募集株式発行を実施いたします。

(2) 本募集株式発行による資金調達を選択した理由

当社は、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、当社の財務状況や、2018年8月期決算において約230百万円の債務超過となり上場廃止に係る猶予期間入りに指定されたことを踏まえると、財務体質の抜本的な改善のためには、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達ではなく、資本性の資金調達を行うことにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

また、前述のとおり、2018年8月期決算において約230百万円の債務超過となり上場廃止に係る猶予期間入りに指定されていることに鑑みると、上場維持のためには債務超過の解消が必須であるところ、公募増資による普通株式の発行については、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。また、既存株主に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当（ライツオファリング）又は株式を割り当てる株主割当についても、株価動向等を踏まえた株主の皆様からの判断により、新株予約権がすべて行使されるとは限らず、また、株主の皆様から株主割当に応じていただけるとも限らないため、同様に、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

これに対し、種類株式を用いた第三者割当増資は、必要金額の調達を確実に行うことが可能であり、また、その設計によっては、普通株式の第三者割当増資の方法と比べて、急激な希薄化や株主構成の変化を回避することも可能であることから、当社及び既存株主にとって最も有効な選択肢になり得ると考えました。また、本件引受人としても、急激な希薄化や株主構成の変化の回避を希望していたことから、普通株式ではなく種類株式を希望する意向でしたので、種類株式による第三者割当増資を行うことといたしました。

3. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本募集株式発行の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）に対してK種類株式の価値分析を依頼したうえで、プルータスより、K種類株式の算定報告書を取得しております。プルータスは、一定の前提のもと、モンテカルロ・シミュレーションを用いてK種類株式の価値分析を実施しており、その価値分析の結果は以下のとおりです。

① K種類株式の価値分析結果

1株当たり11,000,000円～14,700,000円

② 採用数値の概要

取得価額 128円/株

満期までの期間 10年間

株価 ①166円/株（希薄化考慮後株価）

②265円/株（2019年9月26日の東京証券取引所における終値）

株価変動性 46.96%

配当利回り 0%

無リスク利子率 -0.237%

当社は、本募集株式発行の発行条件は、当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮したうえで、再三にわたる本件引受人との協議・交渉を通じて決定されていること、当該発行条件でなければ本募集株式発行が実施されず、ひいては債務超過の解消ができずに上場廃止となってしまうことを総合的に勘案すると、K種類株式の払込金額には合理性が認められると考えております。

しかしながら、プルータスによる上記価値分析結果、及び、K種類株式に付される普通株式を対価とする取得請求権の行使の際の当初取得価額が128円であるところ、直前営業日である2019年9月26日現在の終値265円に対して48.30%（ディスカウント率51.70%）、1か月平均247円に対して51.81%（ディスカウント率48.19%）、3か月平均216円に対して59.38%（ディスカウント率40.62%）、6か月平均222円に対して57.75%（ディスカウント率42.25%）となり、普通株式の株価と比べて低額であることを踏まえると、会社法上、K種類株式の払込金額が本件引受人に特に有利な金額であると判断せざるを得ないと考えております。しかし、当社の置かれた厳しい経営状態から脱却し、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図り、当社事業の再生を実現するためには、有利発行に該当するとしても本募集株式発行を実施することが必要不可欠であると判断したため、本定時株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として本募集株式発行を行うことといたしました。

なお、払込金額の算定根拠及びその具体的内容については、当社監査役4名全員より、本募集株式発行の発行条件は、当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮したうえで、再三にわたる割当先との協議・交渉を通じて決定されていること、当該発行条件でなければ本募集株式発行が実施されず、ひいては債務超過の解消ができずに上場廃止となってしまうことからすると、合理性が認められる旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、K種類株式を466株発行することにより、総額4,660百万円を調達いたしますが、本募集株式発行を当該規模で実施しなければ上場維持ひいては当社の再建が図れないこと、上述した本募集株式発行の目的及び資金使途が合理性を有していること、及び以下に述べる既存株主の皆様が生じる希薄化を考慮したとしても本募集株式発行は当社の再建ひいては既存株主の皆様の利益にも資することに照らしますと、本募集株式発行の発行数量も合理的であると判断しております。

また、K種類株式及び本株式内容変更後のAないしJ種類株式については、株主総会における議決権はありませんが、普通株式を対価とする取得

請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。K種類株式及び本株式内容変更後のAないしJ種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、K種類株式について最大で364,062個の議決権を有する普通株式が、本株式内容変更後のAないしJ種類株式について最大で54,701個の議決権を有する普通株式が、両者あわせて最大で418,763個の議決権を有する普通株式が交付されることになり、2019年8月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である139,750個に対する割合は約299.65%となります。なお、既存のAないしJ種類株式は当社グループが資金支援を受けるために発行された種類株式であり、AないしJの10種類に分かれているのは金銭を対価とする取得請求権の行使期間が異なるためです。本株式内容変更後のAないしJ種類株式の内容は、K種類株式と同内容となります。

このように、K種類株式及び本株式内容変更後のAないしJ種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、①本募集株式発行は、当社の財務体質の安定化を図るものであること、②本件引受金融機関には、事業再生ADR手続において、事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までの借入金元本の返済の一時停止に応じていただいていることに加えて、本募集株式発行を含む金融支援を内容とする事業再生計画案についてご同意いただいていること、③日販には、店舗改装等の設備投資費用に充てるために、ニューマネーとして500百万円を出資していただくこと、④AないしJ種類株式の株主には既存優先株式であるAないしJ種類株式の内容をK種類株式と同内容に変更していただくこと、⑤各種類株主は種類株式を中期的に保有する方針であり、普通株式を対価とする取得請求権の行使については、株価への影響を考慮し、小規模に行われる見込みであることから、このような当社事業の再生を実現するためにご負担いただく内容を踏まえても、本件募集株式発行及び本株式内容変更による既存株主の皆様が生じうる希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

なお、発行数量及び株式の希薄化の規模については、当社監査役4名全員より、上記①ないし⑤の事情を踏まえると、本募集株式発行により既存株主に生じうる希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではなく、相当性の範囲を逸脱するものではない旨の意見をいただいております。

4. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名称	株式会社みずほ銀行
② 本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
③ 代表者の役職・氏名	取締役頭取 藤原 弘治
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	1,404,065百万円
⑥ 大株主及び議決権比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%
⑦ 当社との関係	
資本関係	当社普通株式23,400株を保有しております(2019年8月31日時点)。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループに対して3,471百万円の融資を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

① 名称	株式会社三井住友銀行
② 本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
③ 代表者の役職・氏名	頭取 高島 誠
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	1,770,996百万円
⑥ 大株主及び議決権比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%
⑦ 当社との関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループに対して2,477百万円の融資を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

① 名称	株式会社横浜銀行
② 本店の所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役頭取 大矢 恭好
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	215,628百万円
⑥ 大株主及び議決権比率	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 100%
⑦ 当社との関係	
資本関係	当社普通株式146,000株を保有しております(2019年8月31日時点)。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループに対して2,046百万円の融資を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

① 名称	三井住友信託銀行株式会社
② 本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 橋本 勝
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	342,037百万円
⑥ 大株主及び議決権比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 100%
⑦ 当社との関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループに対して1,069百万円の融資を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

① 名称	株式会社商工組合中央金庫
② 本店の所在地	東京都中央区八重洲二丁目10番17号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 関根 正裕
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	218,653百万円
⑥ 大株主及び議決権比率	財務大臣 46.68% 中部交通共済協同組合 0.37% 関東交通共済協同組合 0.30% 株式会社珈栄舎 0.27% 東銀リース株式会社 0.24% 東京木材問屋協同組合 0.22% 大阪船場繊維卸商団地協同組合 0.22% 北央信用組合 0.21% 協同組合小山教育産業グループ 0.19% 共立信用組合 0.17%
⑦ 当社との関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループに対して853百万円の融資を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

① 名称	株式会社静岡銀行
② 本店の所在地	静岡市葵区呉服町1丁目10番地
③ 代表者の役職・氏名	取締役頭取 柴田 久
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	90,845百万円
⑥ 大株主及び議決権比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 7.63% 日本生命保険相互会社 5.09% 明治安田生命保険相互会社 4.98% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 4.71% 住友生命保険相互会社 2.23% 株式会社三菱UFJ銀行 2.03% 東京海上日動火災保険株式会社 1.98% 第一生命保険株式会社 1.97% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） 1.66% 第一三共株式会社 1.60%
⑦ 当社との関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループに対して337百万円の融資を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

① 名称	日販グループホールディングス株式会社
② 本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 平林 彰
④ 事業内容	出版物等販売事業、不動産事業、コンテンツ事業、その他事業
⑤ 資本金	3,000百万円
⑥ 大株主及び議決権比率	株式会社講談社 6.33% 株式会社小学館 6.27% 日販従業員持株会 3.56% 株式会社光文社 2.95% 株式会社文藝春秋 2.40% 株式会社秋田書店 2.35% 株式会社三井住友銀行 2.23% 株式会社KADOKAWA 2.13% 株式会社TSUTAYA 1.97% 株式会社旺文社 1.91%
⑦ 当社との関係	
資本関係	当社普通株式を3,930,000株保有しております(2019年8月31日時点)。
人的関係	役員1名、従業員5名の派遣を受けております。
取引関係	2019年8月期において年間11,860百万円の取引があります。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の保有方針

割当予定先におけるK種類株式の保有方針及びAないしJ種類株主における本株式内容変更後のAないしJ種類株式の保有方針は、以下のとおりです。

みずほ銀行 : 中期的に保有する方針であり、普通株式を対価とする取得請求権の行使については、株価への影響を考慮し、小規模に行う予定である。

三井住友銀行 : 同上

横浜銀行 : 同上

三井住友信託銀行 : 同上

商工組合中央金庫 : 同上

静岡銀行 : 同上

日販 : 同上

トーハン : 同上

なお、譲渡によるK種類株式の取得については、当社取締役会の承認を要します。

また、当社は本件引受人が払込期日から2年間において、割当株式であるK種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名

及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、本件引受人から払込期日までに確約書を得る予定であります。

(3) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本件引受人からは払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を口頭にて得ており、さらに2019年3月末日時点における財務諸表を確認し、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

第7号議案 資本金の額の減少の件

1. 提案の理由

当社子会社を含めたグループ全体の業容や損益状態の現状を踏まえ、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、適切な税制や制度への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、後の機動的かつ効率的な運営を推進するための資本政策に備えるためであります。

なお、本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないことから、1株当たり純資産額に変更を生じるものではありません。

また、本資本金等の額の減少については、第6号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が承認可決され、その効力発生を条件に、本募集株式発行の効力発生日付で効力発生するものとしたします。

2. 提案の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額2,430,000,000円を、2,380,000,000円減少して、50,000,000円とします。

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額のうち的全額をその他資本剰余金とします。

(3) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額5,406,788,000円を、5,406,788,000円減少して、0円とします。

(4) 資本準備金の減少の方法

減少する資本準備金の額のうち的全額をその他資本剰余金とします。

(5) 減少する利益準備金の額

利益準備金の額71,325,940円を、71,325,940円減少して、0円とします。

(6) 利益準備金の額の減少の方法

減少する利益準備金の額のうち的全額を繰越利益剰余金とします。

3. 効力発生日

2019年12月2日（予定）

以 上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款変更①の件

定時株主総会の株主総会参考書類55頁に記載の第3号議案「定款変更①の件」と同一の内容ですので、当該箇所をご参照ください。

第2号議案 株式併合の件

定時株主総会の株主総会参考書類56頁に記載の第4号議案「株式併合の件」と同一の内容ですので、当該箇所をご参照ください。

第3号議案 定款変更②の件

定時株主総会の株主総会参考書類57頁から64頁に記載の第5号議案「定款変更②の件」と同一の内容ですので、当該箇所をご参照ください。

第4号議案 第三者割当による募集株式発行の件

定時株主総会の株主総会参考書類65頁から76頁に記載の第6号議案「第三者割当による募集株式発行の件」と同一の内容ですので、当該箇所をご参照ください。

以上

メ モ

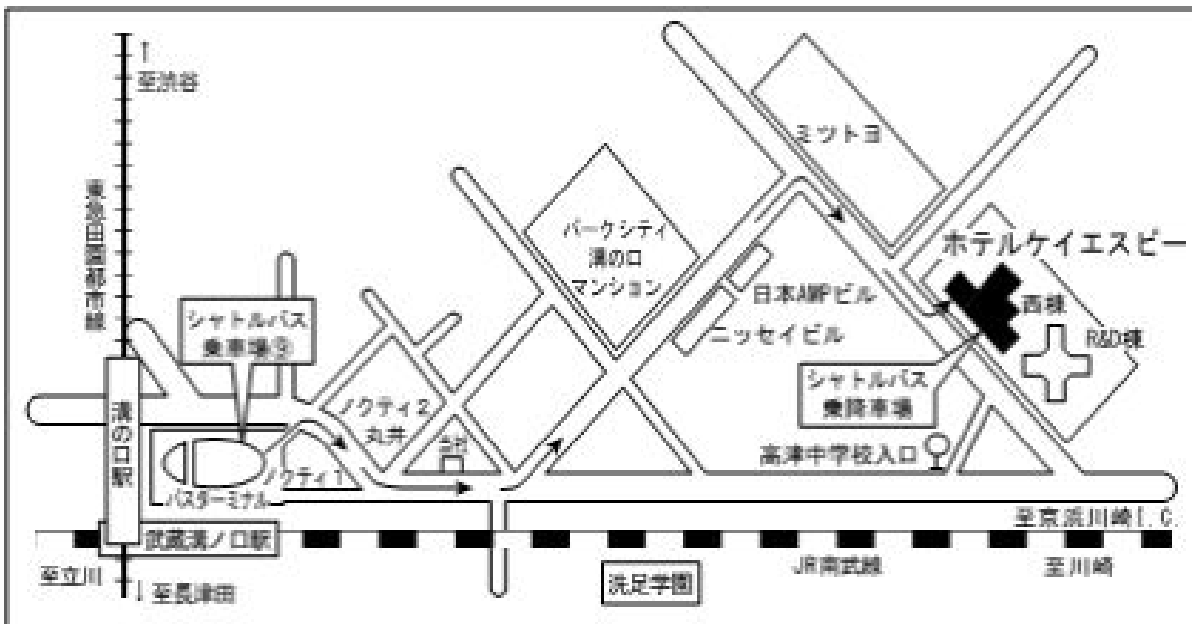
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

神奈川県川崎市高津区坂戸3丁目2番1号

ホテルケイエスピー 3階 KSPホール

(連絡先 044-811-0118 (株)文教堂グループホールディングス 総務部)



最寄駅 JR 南武線 武蔵溝ノ口駅より徒歩約12分

東急 田園都市線 溝の口駅より徒歩約12分

※直通シャトルバスご利用の場合

武蔵溝ノ口駅、溝の口駅前バスターミナル

9番乗車場より約5分